

●会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）【所得割額の軽減】

の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による**均等割額の軽減**に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

※保険料の計算方法に関する問い合わせは、

広域連合問い合わせセンター ☎ 0570-086-4496

※その他の問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下※	50%
20万円以下※	25%
※については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。	

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

5月26日より、戸籍へ氏名の振り仮名（フリガナ）を記載する制度が始まりました。

これまで、氏名の振り仮名は戸籍上公証されていませんでしたが、戸籍の記載事項に新たに記載され、公証されることになりました。これにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも順次振り仮名が記載できるようになり、行政サービスのデジタル化の促進や本人確認情報としての利用等の効果が期待されます。

戸籍へ氏名の振り仮名を記載するために、**本籍地の市区町村から**戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されます。奥多摩町が本籍地の方には、8月中旬頃に通知の発送を予定しています。通知が届きましたら、必ず内容をご確認ください。

法務省ホームページまたはコールセンターまでお願いいたします。

戸籍の振り仮名記載に関する詳細及びお問合せは、

【法務省コールセンター】

☎ 0570-05-0310

午前8時30分～午後5時15分

（土、日、祝日、年末年始を除く）



法務省ホームページ

2次元コード



戸籍制度マスコットキャラクター

〔コセキツネ〕

◇就労環境が変わった時には、種別変更の届出が必要です

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、第1号被保険者（自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方など）、第2号被保険者（会社や官公庁にお勤めの方で厚生年金や共済組合に加入している方）、第3号被保険者（国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方）の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは年金手帳等を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410

または、ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165